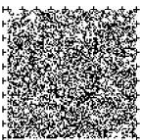


久留米市景観計画の変更（案）

久留米市景観計画の変更内容

- 太陽光発電設備に関する景観形成基準の追加



久留米市景観計画の変更（案）

1. 久留米市景観計画について

本市は魅力ある景観づくりに持続的に取り組むため、平成 22 年 12 月に「久留米市景観計画」を策定し、一定規模以上の建築物や工作物について、配置や色彩、高さ等に関する基準を定め、良好な景観形成を推進しています。

2. 景観計画の変更について

本市では 2050 年脱炭素社会の実現「地域脱炭素ロードマップ」に向けて、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー発電の積極的な導入が進められている中、久留米市環境基本計画行動計画（2021～2025）には再生可能エネルギー（太陽光）の導入量を約 1.3 倍にする指標が定められています。

このような社会状況から太陽光発電設備の増加が見込まれ、その立地や規模によっては眺望等の景観に与える影響が大きいことから、新たに太陽光発電設備の景観形成基準を景観計画に加えるものです。

3. 景観計画の変更内容

1) 工作物への太陽光発電設備に関する届出対象の追加について

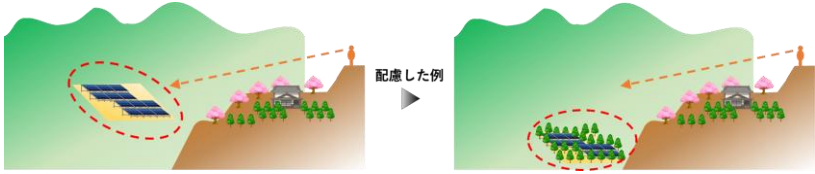

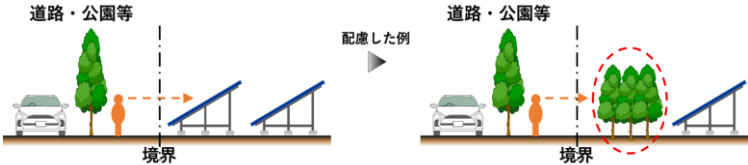
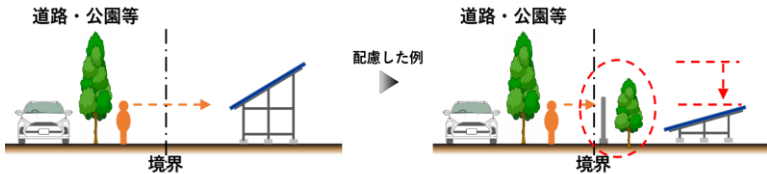
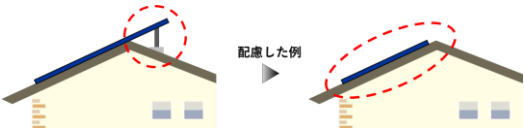
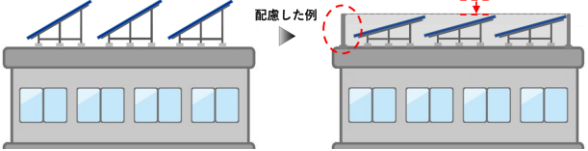
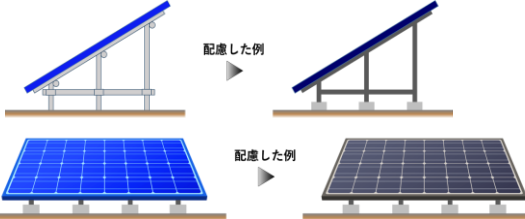


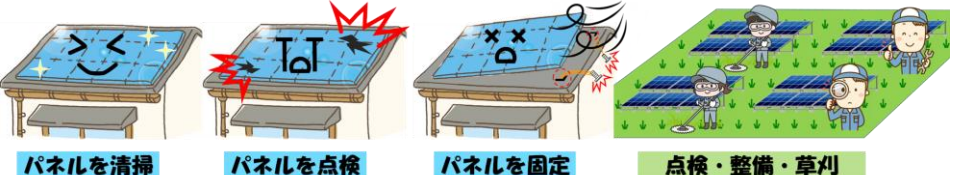
太陽光発電設備は工作物として取扱うものとし、追加する届出対象行為と規模は以下のとおりです。

届出が必要な行為		規模	
工作物	新築、増築、改築 若しくは移転	自然・田園部	高さ 10m 以上の工作物
		市街地部	高さ 12m 以上の工作物
		京町周辺景観重点地区	高さ 10m 以上の工作物 (塀、垣、門、擁壁は高さ 2m 以上)
	外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	届出対象規模以上の工作物の外観変更に係る部分が各壁面の面積 1/5 以上のもの	
太陽光発電設備の設置	太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が 250 m ² 以上のもの		

2) 太陽光発電設備に関する景観形成基準の追加について

追加する景観形成基準は以下のとおりです。

項目	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
位置	○景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること	○屋根線上、斜面地、高台周辺にはできる限り設置しないこと ○道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、敷地境界からの後退に努めること
	—	—
高さ	○太陽光発電設備の高さは、周囲の景観から突出しない高さに努めること 高さの抑制が困難な場合は、ルーバー等の設置により容易に見えないよう努めること	
形態・意匠	○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が屋根から突出しないように設置し、屋根との一体化に努めること ○陸屋根に設置する場合は、建築物と一体的なデザインとなるよう努めること	○太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃える等、配列に一定の規則性を持たせること ○太陽電池モジュールの傾斜角は30度以下に努めること
色彩	○太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射のものを使用すること	
附属設備	○パワーコンディショナー、キュービクル、保安柵等の附属設備は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること	
緑化外構	—	○樹木の伐採は、必要最小限とすること ○道路や住宅の敷地等に隣接して設置する場合は、植栽や塀等の設置に努めること
維持管理	○太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等、景観の保守に努めること	
その他	○営農型太陽光発電設備の場合、最上部までの高さは4m以下、傾斜角は15度以下に努めること	

項目	景観形成基準のイメージ図	
	建築物の屋根・屋上・壁面等に設置	土地に自立して設置
位置		
		
		
高さ		
形態・意匠		
色彩		
		
附属設備		
緑化外構		
維持管理		

4. 今後の手続きの流れ（予定）

